

議案第五七号

歳計剰余金の処分について

地方自治法(昭和三十三年法律第六十七号)第二百三十三条の二に基づき、規定により、昭和四十五年度一般会計歳入歳出決算において生じた歳計剰余金の一部を次のとおり基金に編入する。

記

財政調整基金に編入する額

三百五十万円

昭和四十六年六月二十九日

三朝町長 坂出雅乙

昭和四十六年六月廿九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

